

平成 20 年  
全 員 協 議 会

平成 20 年 12 月 8 日

福 島 町 議 会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

平成20年

## 全 員 協 議 会

平成20年12月8日（月曜日）

---

◎**案件**

(1)議会基本条例について

---

◎**出席議員（10名）**

議 長	溝 部 幸 基	副 議 長	金 沢 秀 一
議 員	佐 藤 卓 也	議 員	川 村 明 雄
議 員	新 山 大 吉	議 員	加 藤 雅 行
議 員	杉 村 志 朗	議 員	佐 藤 孝 男
議 員	平 野 隆 雄	議 員	滝 川 明 子

---

◎**欠席議員（2名）**

議 員	木 村 隆	議 員	藤 山 大
-----	-------	-----	-------

---

◎**職務のため出席した議会事務局職員**

議会事務局長	石 堂 一 志	議会グループ総括主査	坂 口 稔
議会グループ主事	吉 澤 裕 治	議会グループ書記	庭 奈 々 子

---



○議長(溝部幸基) ご苦勞様でございます。

ただいまから全員協議会を始めたいと思います。

今日の案件は、議会基本条例についてであります。議会基本条例につきましては、10月20日の全員協議会で素案について内容の説明をいたしました。それを受けて、11月27日の自治基本条例・議会基本条例に関する調査特別委員会でその質疑を行いました。

その部分とあわせて、山梨学院大学の江藤教授の講演会、そして町の担当との意見交換を踏まえて12月1日に議会運営委員会で素案1について調整をしまして、皆さんに配付の素案2を作成いたしました。

今後のスケジュールについて、事務局から説明をしますが、10日、11日に広報・広聴常任委員会としての町民懇談会を開催することになっておりまして、すでに該当者、あるいは一般の町民に向けてご案内をしているところであります。

この段階で、素案2についての内容で意見をいただいて、それを受けて議会運営委員会として最終的な素案2の詰めをし、そのあと15日に3回目の自治・議会基本条例に関する調査特別委員会を開催して12月定例会に議案を上程すべく準備を進めていきたいと思っております。

そういった内容でございますので、素案2について、今日は皆さんのご意見を伺えればということで全員協議会を開催いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最初に素案2について事務局長から概略説明を申し上げます。

○議会事務局長(石堂一志) どうもご苦勞様です。前の資料を見ないとわかりづらいかもかもしれませんが、文言の整理等が第1の基本です。

それで、具体的に大きく変わりましたところは、7ページの第9条、ここにつきましても文言の整理ということであれば文言の整理になるのですが、そこにつきましては、町長による政策形成過程の議会に対する政策等というところで、カギカッコ

で計画・政策事業などを政策等ということで位置付けをしておりましたが、この文の作りにつきましては、すべてなるべくわかりやすくということを中心にしておりますので、そこは政策等ということで、カッコで計画、事業等ということの補足説明の方式をとりました。

それと8ページ、第11条の1号です。これは、基本構想及び総合計画となっております。ご存知のとおり、地方自治法第2条の第4項では、基本構想は地方自治法のほうで規定しております。そういうこともありますので、4項の規定に基づく総合計画ということで、具体的には基本構想という文言をはずしております。

それと、そこには記載しておりませんが、第12条、文書質問の関係で、第2項に必要な事項は会議規則で定めると記載しておりますが、以前の2項については、町長等は文書質問に対して文書により議長を経由して回答すると明記しておりました。以前の2項については、この会議規則のほうに掲載していてもいいだろうということで、それについては会議規則のほうに委ねることにしまして簡単にしました。ということで、以前の2項は削除しているということになります。

次に、ページは何ページかにわたるのですが、地方自治法がいちばんのメインでございます。それで、以前では法律というのが条文中に3箇所程度ありましたけれども、これを法律という最後の条文のほうにもありますが、すべて国の法律という形になりまして、ちょっと曖昧な部分がありました。わかりやすく簡単にという基本原則があるわけですが、それにしても同じ条文中で法律が地方自治法と他の法律というふうにわかりづらいということもありますので、地方自治法の以前の法律についてはすべて自治法ということで3箇所ほど訂正しております。

それと、以前の6章ですが、江藤先生からご指摘がありましたように、政治倫理まで大きくは3つほどの項目が入っておりましたけれども、あまりにも網羅的だということで条文を整理しております。特に、政治倫理につきましては、第2章の

ほうにもっていつております。現在は、6章の適正な議会機能ということで9ページに整理しております。13条から22条となっております。

第7章では、会議の運営ということで別立てしまして、23条、24条、25条という関係です。

最後ですが、14ページになります。

28条ですが、見直し手続きというところですが、この2項につきましては、議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、厳格にして慎重な意思決定を期待する特別多数議決の趣旨を尊重し、全ての議員の合意形成に努め、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるという形で最終的には整理しております。

それと、29条につきましては、さきほど何度か申し上げましたが、条例がわかりやすく町民も読みやすいという大変難しい熟語等もありますが、基本的には読みやすいということを中心にしました。それで、今回、29条につきましては、条例のつくりを2項で解説した部分です。これは、新たに追加になった事項でございます。

全般的には、特別委員会までの仕切りにつきましては、各条項の解説、いわゆる逐条解説とされている部分ですが、これを今回すべて付けております。

以上、簡単ですが概要説明を終わります。

○議長（溝部幸基） 素案2の概略説明をしましたが、この部分について質疑を受けたいと思います。

3番新山大吉議員。

○3番（新山大吉） この素案2について、本条例案には、随所に努めるということがたくさん入っています。12月7日、八雲町の自治基本条例の町民懇話会アドバイザーの水沢さんという人が新聞に出ていました。

本条例とは、自治とは自分たちのことは自分たちで決めること、そのために必要な住民、議会、首長、それぞれの役割を定めたルールです。その辺までいいですけども、条例に携り、最も研究されている留意点は何かと聞いたら、条例の中に努めるという言葉がやたらに入っていたらこれ

は間違いだとしているのです。努めるということは、やらないという解釈なのです、なぜかと言うと、行政用語で実際に条例の条文の用語ではないということを描しているのですが、その辺についていかがですか。

○議長（溝部幸基） 石堂議会事務局長。

○議会事務局長（石堂一志） 私も新聞記事を読みました。それで、努めるという字句ですが、基本的には、議会基本条例（素案）も含めて、普通の条例よりはかなり少なくなっています。というのは、新山議員がおっしゃったような考え方で、努めるというのはどうしても曖昧になってしまうということがあります。ただし、100パーセント、すべてそれは整理できなかったということも事実です。

それで、町のまちづくり基本条例と比べていただくと、もちろん文章の内容にもよるのですが、努めるという言葉は皆さんに示す前の議会運営委員会での最初の段階からは、なかり削っております。私どもの議会基本条例につきましては、努める言葉も含めまして、さきほど29条のほうに条文を追加したというのは、その部分も含めた意味での追加であります。ただ、確かに努めるということは、まだいくつか入っておりますので、それはまだ検討する価値はあると思います。

○議長（溝部幸基） 補足して加えますと、この条例のつくり方の29条で、今回加えた部分の中の解説2に書いたのですが、新山議員がおっしゃったような部分で、従来のものというのは努力規定みたいな形にして、結果的にはそれがなかなか実現しないようなものを認めているような条例が多いのですが、そこをできるだけ受身の形ではなくて、議会側が主体的にという形の中で整理しようということで、議会議員の部分についてはそういうふうに変えています。

ただ、ここの部分の中では、特に町側との部分と、もう1つは対町民の部分があります。その部分については、こちらが主導で断定するという形にはなかなかならないと思いますので、そこは期待を込めて努めるという形になっている部分が

多くなっていると思います。従来のものから見ると議会側が能動的にということ意識して、条文の整理をしたということでございます。

3番新山大吉議員。

○**3番（新山大吉）** 八雲町でも同じものを作ろうとしていて、努めるというのはこうだと勉強したのです。よくよく見たら、随所に9箇所、10箇所くらい努めるがあるのです。したがって、努めるではだめなのだと、しなければならないと、八雲の文章に出ているので、質問したわけです。

○**議長（溝部幸基）** そのほか、質疑ございませんか。

5番加藤議員。

○**5番（加藤雅行）** 1点だけ気になるというか、今の新山議員の質問を絡めた中で努めるのではなくて、今回の議会基本条例をつくるにあたって、これは将来的な問題ではなくて、つくったからには考えるということになります。考えるから行うということになるとすれば、いちばん問題になるのは、おそらく第6章の適正な議会機能ということで、議会費の確立ということに当然なってくると思うのです。

それで、13条で議会費という形の中で、簡単に需用費とか、何かの問題ではないと思うのです。当然そうなれば、議員の歳費の問題も入ってきますし、ここに入っているから、なおさら一定の標準率という言葉も使っているのだと思います。ということにあれば、町民懇談会の場合でも、これは議会としていちばん大事な部分ではないかと思うのです。当然、そこら辺のことも議論したうえで、今回の議会費の確立という提案としてというか、基本条例の中に入れてきているのかどうか。努めるということは、そういうふうな文言にならないはずなのです。つくったからにはおそらくそうでしょう。

それともう1つは、これは町長と協議してではないのです。陰のほうでは町長と協議してなるかもしれないのですが、特別職の報酬に関する審議の委員会というものも当入ってくるはずなのです。ですから、そこら辺の中での軸とかそういうふう

なもの、どういう整理のされ方をしたのか。お答えしてもらいたいと思います。

○**議長（溝部幸基）** 石堂議会事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** 私のほうから、大きく3点くらいだと思いますが、まず、議員定数なり歳費の部分については、努めるという言葉も含めてですが、最終的には「期す」という言葉で表しています。加藤議員ご質問のように、その辺の具体的な一定の率というのは今いくらかといのはまだ議論しておりません。ただ、方向性としてはこういう形で進めたいということ、ここでは明記しているということになります。

それと、町長と協議してではなくて、報酬審議会のほうと協議しなければならないのではないかとあります。その辺も含めまして、具体的な部分はこれからということになりますが、現在の報酬審議会、昨年4月に現在の報酬になっておりますが、あくまでも正式に議会議員の部分という形では、現在の報酬審議会では審議はなっていないという地方自治法の解釈があるのかなということなんです。

ですから、前回につきましても議会の部分については、参考みたいな形で報酬審議会の委員の皆さんに意見を聞いたという形で経過しているというのは、皆さんもご存知なのかと考えています。議員の報酬につきましては、ご存知のとおり議員さん方で金額を決めてしまえるという大変大きい部分はあります。

それは、なかなかそういう形ではできませんので、なるべく民意だとか、そういう形で決めていかなければならないということは1つ大きくありますので、その辺のあり方についても今後検討していかなければならない事項と考えております。

○**議長（溝部幸基）** 若干補足しますけれども、今の一定の標準率などによるという部分ですが、例えば、全国的に平均がどうなのかとか、あるいはもっと細かく言って人口規模による違いとか、周辺の渡島管内とか、北海道の状況はどうだとか、報酬については全国の町村議長会で首長に対する率というものも出ていますので、そういうものも

含めて判断をする。

ここで、努めるという言葉を使ったということは、ある程度今の状況で厳しいということも十分承知しておりますし、執行権の部分の問題もあるわけですから、その辺も含めて町長と協議をしてそういう形で示していこうということの意味でございます。

それと、特別職の報酬審議会については、あくまでも町長の諮問機関でありますから、私どもが勝手に諮問機関とどうこうということにはならないわけですから、あくまでも対町長との関係を含めて調整をして考えていくということが基本だと思っております。

5 番加藤雅行議員。

○5 番（加藤雅行） そうすると、報酬審議会、その存在が何かというものを真っ向から否定しているような発言に聞こえるのです。あくまでも町長側も民意というものを参考にしながら、報酬審議会で決めるというのが1つの筋だと思っております。

我々は、前回のとき12人の給与を10人分の給与で行うという、自分たちが自分で決めて、そして、それを出していったということはさきほど石堂事務局長が言ったとおりなのです。私たちが決めて、私たちがそれを町側のほうに出していったのですから。ですけれども、今のままのこの書き方でいくなれば、一定標準率だとかというものを、今ここで持ち出すということは必要ないのではと思います。それを持ち出すのであれば、町民から見れば、このあいだまでやったのは、何だったのかということになってしまうのです。

ですから、こういうものを書いたのだから努めるというのは期待目標というか、目標値とするというふうな考え方でとるのか。それとも、いずれそういう形の中で、議会の中で歳費を出すように努めるという意味なのか。そういうふうにとられる可能性は、あるのではないかと私は思うのです。だから、そこら辺は慎重に、その当時決めた議員の人たちもこの中におりますけれども、そういうことをどう考えて議運の中で議論したことになる

のか、そこら辺は議長だけではないと私は思うのです。議運の人たちが皆さんそういう気持ちの中でこういう文言を出してきたと思うのです。だから、参加しないのが悪いとか、私は言われる可能性もありますけれども、私は別問題だと思うのです。

これは、議員個々の問題ですから、そういう形の中で議会というものは成り立っている。ほとんど議会の基本条例というのはそういう形の中の表現の仕方だと思うのです。どういうふうにして、このあとこの文言を議会として処理されていくのか、もう1回議運の人たちの中で検討してもらいたいと思います。

○議長（溝部幸基） そういった議論もありました。報酬については、特に期数の少ない議運のメンバー等からも状況的にどうなのだろうということが1つ。それと、客観的に判断して今の報酬体系、それから、議会費そのものも含めて妥当なのかどうかという議論が1つあっていいだろうと。そして、今の財政状況を含めてそこを選択したという報酬の部分があるわけですから、それはそれとして認めるとしても、一定の標準率みたいなものとか、比較検討するものというものがあっていいのだろうという議論だと思っております。

それで、加藤議員の今の部分も議運のメンバーは聞いていると思いますので、それらも含めてもう1回議論したいと思えますけれども、基本的にはそういうふうなことです。繰り返しますけれども、住民の皆さんの意向も踏まえながら、そういったものをどう決めていくかということは、また別な部分であると思えます。お互いに議論するためにも全国の状況はどうなのだろう、人口比の対応はどうなのだろうとか、あるいは、全国議長会で出している標準的なものはどうなのか。

歳費については、特にそういう部分を慎重にしていかなければならないだろうという気持ちも込めてこういうふうな書き方をしているのだと思っております。標準率を出したから、それですべて守りなさいということにはならないと私は思っています。

5 番加藤雅行議員。

○5 番（加藤雅行） さきほど民意の把握というものの中で、石堂事務局長がさきほどおっしゃった、どっちみち議会の中で自分たちの給与の部分を決めているというふうな言い方をされていたのですが、私はまずいと思います。あくまでも、そこら辺の中で、民意等を図りながら町長側なのか報酬審議会なのか。そういう機関と連携をとりながらというふうな表現の仕方にもっていかないと、町長と懇談してとか、談合してというふうなことに捉えかねないと思いますので、そこら辺は、注意したほうがいいのではないかと私は思います。

○議長（溝部幸基） 言葉を返しますけれども、さきほど言ったように、特別報酬審議会というのは、あくまでも町長の諮問機関なわけですから、そこを踏まえて町長が審議会に提案する。その前段の部分で、今までは議会側の意向を基本的に尊重しながら対応してきたと思っております。その部分を含めて協議ということで、そこを談合ということは言いすぎだと思います。

5 番加藤雅行議員。

○5 番（加藤雅行） いやいや、とられかねないと言っているのです。私は、談合しているとか、言っているわけではないのです。

○議長（溝部幸基） その言葉自体も少し遺憾に思います。特に、歳費については、議会費の予算全般もそうですけれども、歳費・定数については非常に住民も関心をもっているし、大事なことだという位置付けで、14条の議員定数・歳費という部分を含めて、2項の中で住民の皆さんや専門の皆さんの意見を踏まえて議会が対応するということの位置付けをきちんとしたということでございます。

2 番川村明雄議員。

○2 番（川村明雄） 10日、11日の町民懇談会に向けて、各議員が同じ理解のレベルにならないといけないのではないかと思います。そういうことで、ただいま加藤議員から出た一定の標準率の件について、私は、当然将来の議員の報酬を定めるにあたって一定の基準というものがなければ

ならないのだと思います。

ただし、この基準がそのとおり報酬にはね返せるということではなくて、全国的な、あるいは全道、管内の平均的なものもあるでしょう。あるいは、こういう議会基本条例を制定してきちんとやっている、制定していないところはきちんとやっていないという意味ではありませんけれども、それだけ現在、昔の議員に比べて今の議員さん方は特に町民からの目というものが昔からみたら相当厳しくなっている。経済的な理由も踏まえてのことだと思うのですけれども、それだけに議員の報酬が適正であるかどうかということは、比較そのものがなければならぬと私は思うのです。

したがって、その比較の対象に1つ一定の標準率というものがなければ町民から言わせても報酬が安いとか高いといっても、どこにあわせて高いのか、安いのかというものが見えてこないと思うのです。そういう意味においては、一定の標準率があるべきだし、先に制定している市等の状況を見ても、言葉は違っても1つの標準をもつべきだということをお認めているところが多いようであり

ます。私どもも、もし町民から報酬が高すぎるとか、定数が多すぎるという場合は、何に合わせる、何に照らして、多いのか少ないのか。そういうことがきちんと答弁できるような形もなければならぬと私は思っております。議会費の確立の中に、こういう文言を定めていくということが必要だというふうに議運の中でも理解してきたところであります。

あと、特別職の報酬審議会の件でありますけれども、これは、議員の報酬を定めることはできませんで、これと同じような形で民意をはね返せるものがあるとなれば、議会の中で議員の報酬審議会のような制度を作らなければならぬと、私は解釈します。

○議長（溝部幸基） 10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 議会運営委員会で加藤議員がおっしゃったようなことに対しては、いろんな角度からずいぶんと議論をしたところでござい

ます。議長もおっしゃいましたが、歳費というふうには言わないのです。議員報酬なのです。ですから、議員報酬とは違った歳費のあり方なども議論しているところですが、そのことは別にいたしましても、これからの検討になっていくと思います。

今は触れないにしても議員報酬について、私は、加藤議員が出された質問というのは民意の反映をどうするのか、標準率を示すということについて反対というのではなくて、町民からの理解をいただくために、この点はどうなのかとお話されたを受け止めたのです。

それで、町長と協議という言葉以外に、執行機関と協議調整とか、調整というふうになるとまた誤解を招くことにもなるのでしょうか、その部分でさらなる検討をしてもよろしいのではないかと受け止めましたが、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基） 5番加藤議員の部分については、報酬の部分に絞ってということですが、13条でうたっている部分については議会費全体の部分の話です。報酬については、14条で別立てにして、特にこういう対応をとっているということです。一般会計の予算という部分になるわけですから、当然ほかの執行機関に云々という話にはならないわけですから、町長と協議して、ということになるのだと思います。

特に、歳費の部分については別立てで、特に全体予算のうち歳費については、別に14条の中で注意をして対応するということになっているわけです。13条の部分は議会費も入れますけれども、議会費全体という意味です。

○5番（加藤雅行） だから、議会費全体となれば歳費を含むのです。13条の1がこの適正な議会機能の大元になっているのです。そこで、別立てで定数と歳費という話にはならないのです。これがあって下の議会定数だとか14条になるのです、作り方とすれば。そういうふうにして示さないと、どうしても一般の人たちはそこだけを見て考えるような形になりやすいのです。

議員の定数というのは定数の問題で、歳費の問

題とは別なのです。それを2つに分けてやること自体の中で、もう少し整理されるような方向も出てくるのではないかと私は思っているのです。

○議長（溝部幸基） 議会費全体を協議する段階では、すでに議員定数とか歳費というものは決められている状態でやるわけです。その部分は、特に議員定数歳費の部分については、14条の中で考えるということです。

○5番（加藤雅行） それは、定数というふうなものになると、どうしても12人の定員を10人の給与でとか、そういう形の議論の仕方になるからこういう形になってしまうのです。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩します。

---

(休憩 午後 2時12分)

(再開 午後 2時13分)

---

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

そのほか、質疑ございませんか。

1番佐藤卓也議員。

○1番（佐藤卓也） 細かいことなので、あまり重要だと思わないのですけれども、25条を何度かアクティブ型議会の定義を考えてみたのですが、参考資料を見ても、議運のメンバーとしてもちょっとむずかしいというか、曖昧かと思えます。それを解説の部分に入れるべきだと思います。

それと、19条のICT情報技術も同様に町民にわかりにくいので、解説のところに入れるべきだと思います。ICTというのは、情報技術ではなくて、情報通信技術と訳されているみたいなので、日本語をさきにして英語のほうをカッコの中に入れてもいいのかなと感じました。

それと、10ページの17条3項に自己評価の部分を書いてありますので、この辺もある程度、詰めるべきだと思います。

最後に、7ページ8条の解説④ですけれども、この部分はもう少し手直しが必要なのかと思えます。僕なりに考えてみたのですが、もう1

度、ご一考いただければと思いました。

○議長（溝部幸基） 石堂議会事務局長。

○議会事務局長（石堂一志） 4点質問等、意見等ありました。

25条のアクティブ議会、それと19条のICT、それと8条4項の解説の部分、これにつきましては、あとでスケジュールのほうでも申し上げようと思っておりましたが、町民懇談会、そして議会運営委員会、そして来週の月曜日は特別委員会という厳しいスケジュールになっていますが、今日の意見も踏まえて検討して、直せるものは直していきたいという考えでございます。

それから、17条の自己評価の件につきましては、議長からお願いします。

○議長（溝部幸基） 佐藤議員、8条4項の解説の部分の言っていました、ここをこう変えたらどうかみたいなのはありますか。

1番佐藤卓也議員。

○1番（佐藤卓也） ④の「一般質問の通告制は、議長に対して行われるものですが」は、このままでいいのですが、そこに2行目の「討議の充実等を図るため」をもってくる。「事前に町長等に質問の用紙を通知して、1回目の答弁用紙を事前に」という「事前に」が、2回続いているので、こっちの「事前に」を消してもいいかと思えます。あとは、「議長を」からは、訂正なしというふうに考えてみました。

○議長（溝部幸基） それでは、佐藤議員からも指摘があったのですが、10ページの議会白書、議会・議員の評価の部分、第17条第3項で努力規定を義務規定にという形で、「よう努める」ということに素案1はなっていたのですが、これを公表するという形で義務化してはどうかということです。

この部分については、素案を作った段階では努力規定もやむを得ないということだったのですが、ご存知のように、まちづくり基本条例の部分では、行政評価という形が初めて出てきました。それらを示すということになります。決算審査の段階でそれらも含めて、議会側が行政評価に対する議会

としての評価を示していくということになります。それであれば、努力規定をこの機会に義務規定にすべきではないかという意見もありまして、素案2では両論という形で示しましたので、これらについてまた意見をもらえればと思います。

それで、義務規定にして出さなかったらどうなるのかという部分は、そこまで罰則ということはないわけですので、できるだけ出していただくように3回実際にやっています。そういう形で、どうかという議運の意見もありまして、今日この部分については、皆さんの意見を伺いたいと思っておりますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

質疑はありませんか。

2番川村明雄議員。

○2番（川村明雄） 自己評価として、1年ごとに町民に公表するよう努めるということで、前回は努めるということであったのですけれども、今回は公表する、このいずれかを皆さんで協議して選んでもらうということにしているわけでございます。さきほど3番議員さんからも八雲町の懇話会アドバイザーの水沢さんのお話が新聞に出ておりましたけれども、何々に努めるという条文は、行政用語であってやらないという意味だということが新聞に出ているのです。

確かに、行政側からすると前向きに検討するか、鋭意検討したいとか、努力したいとか、そのように努めたいという言葉をよく使うのですけれども、行政マンからすると努めるのは、やらないという意味なのだとして理解してくれという暗黙の了解みたいなものがあつたのでしょうか。そういうことをひいて八雲町の自治基本条例を現在進めているところでは、そういう理解をもらって、それで努めるという言葉が極力少なくしているというふうなことだと思ひます。

私どもが17条をしたためるにあたって3項のところは公表するということですが、ただいま議長が言ったように強制ということではない。例えば、強制されても出さない場合もあるし、公表しない場合もあるわけですから、ここでは私ど

もの理解としては強制しないということでしたので、それで公表するというふうにしたほうがいいのではないかということをございました。

このところは、いろいろ政務調査費にも、さきほど5番議員さんからも出ていた13条の根幹をなすところということですが、政務調査費においても使う方もいるし、使われない方もいるということで、政務調査費がある、ないによって、議会全体の歳費の一定率に関わってくるわけです。

例えば、政務調査費を使う、うちの議会は額が少ないですからもっと研究する、もっと調査する、もっと自分で調べるという場合は、当然今の額では収まらない額でもっと研究調査する方がでくると思うのです。それによって、その議会の議員の活動率によっても13条に関わってくるわけですが、その一定率の増減に関わってくると思うのです。

そういうことも含めて、第17条の議員の評価というものは、あらゆる面から評価対象になるということで、私の理解としては公表するというようにして、強制ではないという、これはどなたが議員になろうと、将来に向かってこのように、理念をきちんと定めていくという立場に立っていかなければならないのではと思っております。

○議長（溝部幸基） そのほか、ありませんか。

7番佐藤孝男議員。

○7番（佐藤孝男） 8ページの11条に書かれている代表機関との議会のあり方ですが、議決責任という役割を町長と公平に分担するという観点に立ち、11項目についての計画にしています。この解説を見ると、1番下の各計画の事業費等については、計画額という観点というところがわからないものですから、説明をお願いします。

○議長（溝部幸基） 石堂議会事務局長。

○議会事務局長（石堂一志） これにつきましては、議運もそうですし、関係課、課長と議運で協議した経過もあります。議決事項の部分では、事項数は別にしましても、これまで第1号では地方自治法第2条第4項の規定というのは、さきほど

省略しました、町の基本構想、1番上の部分、そして、福島町では基本計画、これはご存知のとおり96条の2項を使いまして、地方自治法には規定していないのですが、議会の議決事項として決めています。

もう1つは、福島町でいいますと実施計画という部分、福島町の総合開発計画は3つに大きく分かれていますけれども、上2つ、基本構想と基本計画につきましては、事業費等の金額が入っていない部分、最後の実施計画というのは、事業費が入っている部分です。

そういう観点で見てもらいますと、(2)から(11)まで、それぞれ金額というのはどこかに出てくる形になります。総合開発計画は町のいちばん上位の基本的な計画だということで、3つに分かれていますけれども、2号以下につきましては、1つで事業費的な予定の額みたいなものも入っている部分があるのですが、それはそれぞれのつくりでまた違いますが、文書の中に将来予定額みたいなものも入っている部分があるのです。

それで、それを議決事項にしますと、要するに金額ですから、それを議決事項で縛ってしまいますと、身動きができなくなってしまうという大事な部分があります。それについては、なお書きで、計画額ということで議決事項ではありませんという形の説明の仕方をしているということです。

ただ、まだこれは決まっておられませんけれども、現在の第29次地方制度調査会では、来年の地方自治法の改正に至るかどうかわかりませんが、総合開発計画等も実施計画だとか事業費が云々というところまで、すべて包含した形で、当町の検討しております基本条例みたいな形になるのか、具体的にはわからないのですが。方向性としては、議会の議決というのは、いろんな大事な基本計画については、基本的な計画については議決すべきだろうという議論になっていて、そういう改正に向けて動いているという状況です。

○議長（溝部幸基） 今までこの計画を検討した段階では、19団体が議会基本条例を作っていて、現時点では、22団体まで増えてきているのです

が、その中でちょっと調べてみましたら、隣町の知内町は、(1) 総合計画の部分、それと高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と次世代育成支援行動計画の部分で議決事項として追加になっています。

今金町の場合は、(1) と都市計画、住宅マスタープラン、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画という内容での議決事項の追加ということになっています。(9)、(10)、(11) の部分についても京丹後市、松島町等議決事項に加えている。あるいは、この部分については細かい規定をしないで、産業振興等の将来計画の部分について、議決事項とするという捉え方でもっと幅広く議決事項としてできますという、つくりをしているところもございます。

11番金沢秀一議員。

○11番(金沢秀一) 14ページの28条、見直し手続きに関する部分ですが、説明②のところに「町の憲法である議会基本条例の改正にあっては、過半数よりさらに厳しい、特別多数議決での対応を規定したいところでありますが、現行の地方自治法では、認めていませんので、趣旨を尊重して1人でも多くの賛成者の合意形成に努めることを規定しました」という説明になっていますが、町の憲法である議会基本条例の制定にあたってもこのような形であるべきだと思うのです。

皆さんは、戦後派だと思うのですが、今日はどういう日かわかりますか。12月8日の午前7時に大本營が真珠湾を奇襲したと発表するのです。実際に奇襲したのは、現地では12月7日です。なんでこんなことができたかというのは、財閥が経済を牛耳っているのです。

それと、政治そのものは軍が握ってしまったのです。政党は解体されて議会そのものが骨抜きにされてしまったのです。だから、軍部がすきなようにしてこういう戦争の状況に入っていったわけです。議会基本条例というのは、非常に大事なものであって、地方にあっては国にあっては道にあっては大事なものだと思うのです。今、また昔に帰るような状況が結構話題になっています。でも

実際には侵略しているのです。そういうのを防ぐためにも、確かに見直し手続きの条例ですが、合意形成のために、ぜひ皆さんの賛同を得て基本条例を制定したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(溝部幸基) 金沢副議長が言ったとおりに検討をしたのですが、特別多数議決については法律で決められているのです。勝手に条例の中で、議決をするということができないという状況になっているものですから、特別多数議決の趣旨を尊重し、できるだけ賛同者を含めて合意形成をするという一言を書き加えたということです。

この素案の最初の部分には、この部分がなかったのですが、その辺も検討すべきではないかという議運の話にも出てきまして調べたのですが、それはできないということがはっきりしました。それでは、そういった趣旨を尊重してできるだけ合意形成をして、賛同者を得てやるという手続きをしましょうということをごに書いたという形になったということでございますので、ご理解願います。

それは、基本条例に限らず、すべての議案がそういう方向で合意形成に努めるということで、特に江藤先生からも指摘された少数意見の尊重という部分も、適正な議会の運営という部分の中で、そこを書き込み、極力、全員の合意形成に向けて努力をするということは何箇所か加えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(溝部幸基) そのほか、ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) なければ、さきほど言いました17条の自己評価の部分について公表する、義務規定化するか、今までのように努力規定をするかという部分ですが、すでに資料も参加者に配付しておりますので、両論併記のような形で資料も出ておりますので、この辺もできれば住民懇談会の中で問題提起をして意見を聞き、それを踏まえて特別委員会の中で議論するということがよろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（溝部幸基） それでは、そういう形にします。

そのほか、質疑なければ、スケジュールについての最終確認を事務局のほうからさせたいと思います。

石堂議会事務局長。

○議会事務局長（石堂一志） 次第のほうに、今後のスケジュール①としまして、本日の全員協議会、そして明日、明後日午後6時から町民懇談会ということで、初日は産業団体、それと前まちづくり基本条例の委員さん等、それと、2日目は各種団体と教育関係団体ということで、これは全員の広報・広聴常任委員会という形で開催する予定になっております。

次に、12日は、今日と町民懇談会も含めて、その辺の素案に対する調整を1時半から議会運営会で行います。

そして、月曜日15日ですが、自治・議会基本条例調査特別委員会としては、最後となる予定です。この特別委員会に向けて進むということで、最終的には、24日招集予定されております、第2回定例会に、まちづくり基本条例と議会基本条例の議案が提出されるということです。

現在、議会運営会のほうでは、その2つの案について、今度は審査特別委員会を設置して12月定例会以降、3月の議会までで審査をしまして、3月で議決をするという予定です。

次に、②その他、12月以降の検討事項ということです。ご存知のとおり、さきほど加藤議員からもお話がありましたけれども、議会基本条例の大きい部分につきましては示しているとおりですが、その他のそれに委任する規則等については、まだまったく整理がされておられません。今後3月までには、すべてこの整理も終わらなければならないという1つの事項が残っております。

それと、可決した場合には4月の施行予定でございますので、その前の周知、または町民懇談会等もやらなければならない予定の事項ということで、大きく2つ、今後の予定ということで考えております。

○議長（溝部幸基） スケジュールほか、12月以降の検討事項の部分含めて、何か質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） ないようですので、これで全員協議会を終わります。

どうもご苦労様でした。

---

（閉会 午後 2時40分）